



産業廃棄物処理計画書

令和7年6月4日

豊 田 市 長 殿

提出者

住 所 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
氏 名 愛知県公営企業管理者 企業庁長 権 田 裕 徳
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 052-961-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	愛知県豊田浄水場
事業場の所在地	愛知県豊田市浄水町原山62番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	36：水道業
② 事業の規模	給水能力 231,000m ³ /日
③ 従業員数	16人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	浄水処理により発生した汚泥を脱水機で加圧、脱水して、水、固形汚泥及び産業廃棄物である浄水汚泥に分ける。固形汚泥は園芸用の資材として売却し、浄水汚泥は業者に委託処分させている。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	
場長（総括責任者）	
↓	
場長代理（副責任者）－P F I 事業（委託：アクアサービスみかわ）	
└── 担当者（吉村）	
(役割分担)	
総括責任者	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
副責任者	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上での必要な事項を検討
担当者	・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・監督庁への各種報告 ・職員に対する教育、啓発
P F I 事業	・愛知県企業庁から委託をして、排水処理施設の設計・建設、運転・維持管理を20年間にわたり実施させる。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	32,625 t	t
	（これまでに実施した取組） 水処理用凝集剤の適正な注入率設定。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	33,000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 水処理用凝集剤の適正な注入率設定。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 1種類であるため分別はしていない。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特になし。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 汚泥の濃度を上げるため、排泥池・濃縮槽の上澄水を常に抜く。 設備点検を日常的に実施することにより、機器故障を未然に防止し 脱水工程を計画通りに行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	32,625 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	32,625 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	33,000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	33,000 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続きPFI事業と協力し、発生土の再利用に努める。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。